

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する件新旧対照条文 目次

— 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第百九十二号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する件新旧対照条文  
 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第九十二号）（抄）傍線部分は改正部分

改正案

現行

<p>四 規則第一条の二第五項、第六項及び第八項から第十一項までに掲げる基準（規則第一条の二第五項、第九項及び第十一項に掲げるものについては、ダイオキシン類に係るものを除く。）の検定方法は、検定方法告示に定める方法によるものとする。この場合において、検定しようとする産業廃棄物が燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものである場合は、検定方法告示中埋立処分を行おうとするこれらの産業廃棄物についての規定を適用し、検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリである場合は、検定方法告示中海洋投入処分に係るこれらの産業廃棄物についての規定を適用する。ただし、検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリである場合の検定方法告示中海洋投入処分に係るこれらの産業廃棄物についての規定の適用については、検定方法告示第二の表第三号下欄口中、「日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五に定める方法（日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五・一に定める方法）にあっては、日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五の備考一に定める操作を行うものとする。」とあるのは、「日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五に定める方法」とする<sup>〇</sup>。</p>	<p>四 規則第一条の二第五項、第六項及び第八項から第十一項までに掲げる基準（規則第一条の二第五項、第九項及び第十一項に掲げるものについては、ダイオキシン類に係るものを除く。）の検定方法は、検定方法告示に定める方法によるものとする。この場合において、検定しようとする産業廃棄物が燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものである場合は、検定方法告示中埋立処分を行おうとするこれらの産業廃棄物についての規定を適用し、検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリである場合は、検定方法告示中海洋投入処分に係るこれらの産業廃棄物についての規定を適用する。</p>
--	---